

## 宇佐市建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

### (目的)

第1 この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、大分県が定めた「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」に即して、法第10条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における地域材を利用した木造化・木質化を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供し、もって市内の林業・木材産業の振興及び適正な森林整備の促進並びに脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (6) 「地域材」とは原則として、大分県内における森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材をいう。
- (7) 「市産材」とは、地域材の内、宇佐市内における森林から産出された原木を製材した木材をいう。
- (8) 「合法木材」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいて林野庁の定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により証明（木材の生産地を記載）された木材をいう。

### (地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における地域材の利用に努める。

(市有施設における地域材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000 m<sup>2</sup>以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、防災、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として合法木材として証明された地域材を使用する。

なお、この地域材の使用にあたり、市産材の供給が可能な場合は優先してこの使用に努めるものとする。

(市有施設の備品及び消耗品)

第5 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、地域材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市施工土木工事等の地域材利用)

第6 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、地域材を用いた製品を積極的に使用する。

(公益法人等への要請)

第7 市は、市関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目的を踏まえて、積極的な地域材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく地域材の利用の促進及び地域材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(推進体制に関する事項)

第8 市は、この方針を効果的に推進するため、庁内に「宇佐市地域材利用促進会議」(以下「促進会議」という。)を設置し、地域材の利用促進を全庁的に進める。

促進会議は、具体的な取組事例、補助制度及び木材供給体制等の情報を共有し

て、関係課が計画又は実施する事業等で木造化・木質化を積極的に検討し、施工できるよう調整を図る。

(PR及び普及)

第9 市は、市有施設の建築及び市施工土木工事における地域材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや地域材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第10 市は、適正な価格及び品質が確保された地域材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、地域材の供給・利用に関する人材等の育成支援、研究及び技術の開発支援、普及並びに地域材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

附則 この基本方針は、平成24年4月1日から適用する。

一部改正 令和4年3月28日

別表1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

市が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く市民に供される社会教育・体育施設（図書館、体育館、水泳場、公民館など）、教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校など）、行政施設（庁舎など）、住宅施設（市営住宅など）、その他の施設（観光施設など）
市以外の者が整備する公共の用又は公用に供する建築物	

別表2 内装等の木質化を重点的に推進する施設

	特に木質化を重点的に推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（図書館、体育館、水泳場、公民館など）	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書館研修室等
教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校など）		体育館、教室、職員室、校長室、図書室、保健室等
行政施設（庁舎など）		事務室、会議室、各種相談室、応接室等
住宅施設（市営住宅など）		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設（観光施設など）		上記に準じた箇所